

欧州市場動向

9月22日～10月3日のEU排出権市場

(データおよび解説はアーガス欧州排出権価格の分析を元に隔週で編集 [argus](#))

10月3日までの2週間の欧州排出権価格は、セカンダリー CER、EUA とともに2ユーロ前後の下落となった。金融危機を背景とした景気後退予想と、それに伴うエネルギー価格の下落が排出権価格に下方圧力を加えた。

9月26日までの週は、原油価格に連動して欧州の天然ガス、石炭および電力価格が軒並み下落。エネルギー消費量の後退が予想されるなか、市場参加各社が排出権の需要見通しを下方修正する展開となった。手持ちに余剰があると見る市場参加者が多く、市場では売り意欲が買い意欲を上回る状況が続いた。

セカンダリー CER 価格は26日までに、2008年物が前週比89セント安の19.51ユーロまで下落。期先ほど大幅な値下がりとなり、2012年物は同1.88ユーロ安の20.90ユーロまで下落した。EUA 価格も期先の下落が期近のそれを上回り、2008年物は33セント値を落として24.42ユーロ、2012年物は55セント安の28.50ユーロまで下落。

10月3日までの週は、前週から引き続く金融不安と景気悪化に対する懸念が原油を売る要因となり、欧州天然ガス価格が原油価格に連動して続落。一方、根強い景気後退予想を背景に、単価の低い石炭への需要が増加するとの憶測が台頭。石炭価格はこうした期待を映して上昇し、発電における石炭火力の経済優位性は縮小する結果となった。

石炭火力発電の経済性悪化に伴う売りの多くは、短期的なエネルギー価格の変動に対応する目的で利用される EUA に集中。2008年物の EUA 価格は3日までに、26日比1.38ユーロ安の23.04ユーロまで下落。一方、コンプライアンス目的に保有される傾向の強い CER への売り意欲は幾分か抑制され、同クレジットの2008年物は同51セント安の19ユーロにとどまった。

2008年10月7日号の目次	
◆ 欧州市場動向 9月22日～10月3日のEU排出権市場	page1
◆ 国内動向 ・ 日本、ポスト京都議定書の新包括案を提出 ・ 日本、JIおよびGIS協力でチェコと覚書署名 ・ 環境省、カーボンオフセットの第三者機関認証を年内開始へ	page2
◆ 国際動向 ・ ドイツ環境庁、EUETSのドイツ産業界への影響を報告 ・ RGGI、第1回オークションを実施 ・ WCI、排出量取引制度案を発表 ・ CCX出資の「天津気候取引所」発足 ・ GAO、米国カーボンオフセットの質を問題視 ・ 世界の大企業が気候変動問題への取組みを強化	page3
◆ CDM/JI動向 ・ 日本政府のプロジェクト承認状況 ・ 2008年9月のプロジェクト登録動向	page5
◆ 一口メモ	page6

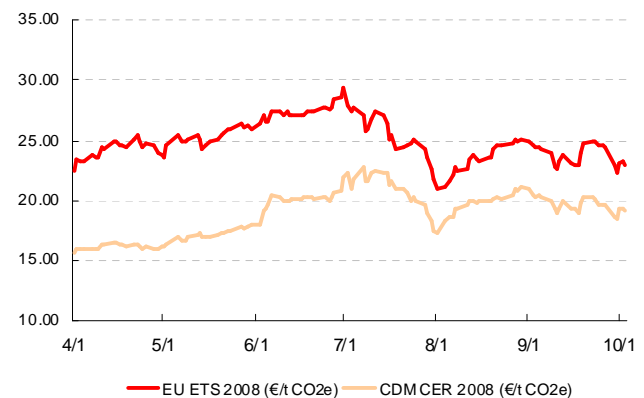
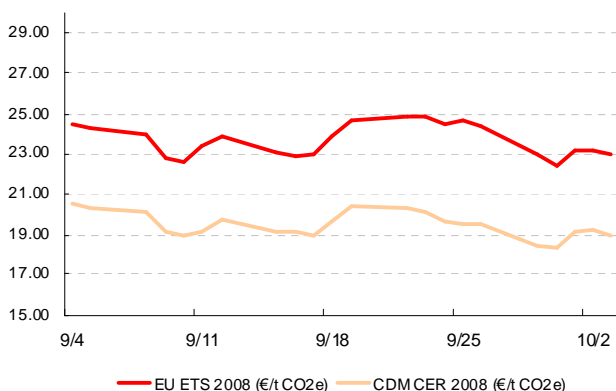
欧州排出権価格 (€/CO2e)					
種類	期間	10月3日	±	9月26日	±
CDM CER	2008	19.00	-0.51	19.51	-0.89
CDM CER	2009	19.17	-0.53	19.70	-1.44
CDM CER	2010	19.45	-0.60	20.05	-1.45
CDM CER	2011	19.80	-0.53	20.33	-1.51
CDM CER	2012	20.50	-0.40	20.90	-1.88
EU ETS	2008	23.04	-1.38	24.42	-0.33
EU ETS	2009	23.95	-1.53	25.48	-0.30
EU ETS	2010	24.70	-1.45	26.15	-0.47
EU ETS	2011	25.70	-1.50	27.20	-0.52
EU ETS	2012	26.93	-1.57	28.50	-0.55

※欧州排出権価格の±は前週比。その他の表の±は本レポート参照期間中の変動。
© Argus Media Ltd www.argusjapan.com

排出権通信購読者限定：アーガスの日次取引データを特別価格にて提供致します。

EUA (2008～2012年物のEU排出権) およびCER (2008～2009年物のCER) について、OTC取引価格および約定量の日次データをエクセルファイルで毎月配信致します。

料金：購読者限定で年間25万円 (消費税込み)
お問合せ・お申込は株式会社三菱総合研究所 (末頁参照) まで。



電力価格と燃料コスト (€/MWh)			10/3
石炭	コスト※	±	排出権価格への影響
ARASワップ翌年	40.68	-2.24	上昇要因 ↑
天然ガス	コスト※	±	排出権価格への影響
英国NBP期近年渡	74.11	-1.65	下落要因 ↓
ドイツBEB翌年渡	71.14	-1.12	下落要因 ↓
電力	価格	±	排出権価格への影響
英国OTC期近2季渡平均	97.47	-11.83	下落要因 ↓
ドイツOTC翌年渡	79.75	-0.45	下落要因 ↓

※燃料コストは発電効率を加味して算出。
© Argus Media Ltd www.argusjapan.com

ダークスプレッドとスパークスプレッド (€/MWh)			10/3
英国	±	±	排出権価格への影響
①電力-(石炭+排出権)	36.18	-8.35	
②電力-(ガス+排出権)	13.98	-9.61	
石炭の優位性(①-②)	22.19	1.26	上昇要因 ↑
ドイツ	±	±	排出権価格への影響
①電力-(石炭+排出権)	18.45	3.03	
②電力-(ガス+排出権)	-0.77	1.23	
石炭の優位性(①-②)	19.22	1.79	上昇要因 ↑
※上表①をダークスプレッド、②をスパークスプレッドと呼ぶ			
為替レート	10/3	±	
円/€	145.73		8.95 円高

国内動向

●日本、ポスト京都議定書の新包括案を提出

日本政府は9月30日、ポスト京都議定書に関する包括的な提案を国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 事務局に提出した。日本提案のポイントは、現在GHG排出削減義務のない発展途上国のうち、中国やインドなどを念頭に「新興国」という分類を設け、省エネ目標を義務づけている点にある。12月にポーランド・ポズナンで開催されるUNFCCC第14回締約国会議(COP14)で議論される予定。ポスト京都議定書の枠組み交渉は2009年12月にデンマーク・コペンハーゲンで開かれるCOP15での最終合意を目指している。

日本提案の主な内容は以下のとおりである。

- 京都議定書とは別の新たな議定書を策定・採択すべきである。ただし、必要な要素を盛り込めるなら、京都議定書の改正でもよい。
- 締約国を (1)先進国、(2)経済の発展が著しく、排出量の世界全体に占める割合も多い国(新興国)、(3)その他の途上国に3分類する。
- 先進国には国別総量目標を設定し達成を義務づける。国別総量目標は排出総量で示すほか、最新の基準年との比較で削減率を示す。また、国別総量目標の設定にあたり、セクター別アプローチを活用する。
- 新興国には主要分野や経済全体の効率目標を拘束力のある目標として設定する。
- その他の途上国は、国家行動計画を提出し、定期的な調査を実施する。
- 目標未達の罰則規定は盛り込まず、今後の議論とする。

●日本、JIおよびGIS協力でチェコと覚書署名

日本政府とチェコ共和国は9月23日、チェコ共和国のプラハにおいて、共同実施 (JI) およびグリーン投資スキーム (GIS) における協力に関する覚書に署名した。京都議定書目標達成計画においては、国内対策に最大限努力しても約束達成に不足する差分 (基準年総排出量比1.6%) について、京都メカニズム (CDM、JI、GIS) を活用することとなっている。GISとは京都議定書に基づく排出量取引のうち、排出量の移転に伴う資金を売り手国のGHG排出削減その他環境対策に使用するという条件の下で行うものことである。

●環境省、カーボンオフセットの第三者機関認証を年内開始へ

環境省は、利用者が安心してオフセットの取組みに参加できるように、カーボンオフセット付きの商品やサービスの信頼性を第三者機関が認証する事業を年内にも始める。審査を担当する第三者機関はISO認証の審査登録機関などを想定。「排出量の算定は妥当か」「相殺が適切に行われているか」「価格などの必要な情報を明示しているか」などの要件にしたがい、認証するか否かを判断する。具体的な認証基準や認証マークは環境省主導のオフセット推進組織「カーボン・オフセットフォーラム (J-COF)」で検討中。

国際動向

●ドイツ環境庁、EUETSのドイツ産業界への影響を報告

ドイツ環境庁は、EUETSがドイツ産業界に及ぼす影響に関する新たな報告書を発表した。同報告書の結論は以下のとおりである。

- EUETSが製品価格と国際競争力に及ぼす影響を分析した結果、ドイツにおいて、EUETSによって競争の歪みの影響を受ける可能性の高いセクターは、鉄鋼、肥料・窒素化合物、製紙、アルミニウム、その他の基礎無機化学品である。
- EUETSによって製品価格が上昇し、厳しい国際競争に晒されるセクターの企業は、EUの排出抑制政策に匹敵する政策を実施していない国に生産をシフトする、もしくは企業活動を移転させる必要（炭素リーケージ）が生じるだろう。
- 競争力への影響や炭素リーケージ問題への対応は、理想的にはセクター別に考慮すべきであろう。排出枠の無償割当（グランドファザリング方式もしくはアウトプットベース）、影響をうけるセクターに対する直接の資金提供、セクター別協定や国境調整措置などの政策を導入すれば、これらのセクターの業績を悪化させることなく、EU単独で厳しい排出削減策を実施することができる。
- いくつかのケースでは、産業セクターに排出枠を無償で割当てても、間接的なコストの影響で経済に歪みが生じる可能性がある。EU域内の貿易の歪みを最低限に抑制するためには、セクター独自の最低オークション基準など、調和のとれた割当ルールが極めて重要であろう。
- 競争の歪みによる影響を強くうけるセクターを見極め、競争力やリーケージの問題に対応する措置を決定するにあたり、CO₂コストは企業の生産・投資決定に影響を及ぼす数多くの要素の一つにすぎないことに留意すべきである。製品の差別化、セクター内の市場の細分化、国内およびEU域内のパートナーとの緊密な協力関係、インフラの質、輸送コスト、政治・法律環境、為替レートリスクなども詳細に検討すべき要素である。

●RGGI、第1回オークションを実施

米国北東部10州が参加する地域GHGイニシアティブ（RGGI）は9月25日、排出枠の第1回オークションを実施し、エネルギー、金融および環境関連の企業59社が、オークションに出された排出枠12,565,387t-CO₂を3.07ドル/t-CO₂の決済価格で購入した（RGGIが設定した最低オークション価格は1.86ドル/t-CO₂）。需要は51,761,000t-CO₂で、オークションで供給された排出枠の4倍であった。オークションの収益38,575,783ドルは、排出枠をオークションに出したコネチカット州、メイン州、メリーランド州、マサチューセッツ州、ロードアイランド州、バーモント州の6州に分配された。これらの州は、分配された収益をエネルギー効率化技術や再生可能エネルギー技術、エネルギー消費者の利益となるプログラムに投資する。

次回のオークションは12月17日に開催される予定。RGGIは第一遵守期間（2009年1月1日～2011年12月31日）に、四半期に一度オークションを行う予定である。

●WCI、排出量取引制度案を発表

米国西部7州とカナダ4州が参加する西部気候イニシアティブ（WCI）は9月23日、2020年までにGHG排出量を2005年比15%削減するための地域キャップ・アンド・トレードプログラムの制度設計案を発表した。

- 第1フェーズ（2012年1月～2014年12月）では、参加州は全体の排出枠の最低10%をオークションで配分し、2020年にはこれを25%まで増やす。最終的には100%オークションで配分することを目指す。
- 2020年における全体の排出枠は各州のGHG削減目標から導きだされる。
- 過剰なキャップを設定してしまうリスクを管理するため、オークションされる排出枠の当初競売量の5%に最低落札価格（P₀）を適用する。オークションの結果、P₀を下回る価格で落札された排出枠が一部でもでた場合には、売却されなかった排出枠の一部が取消される、もしくはWCI参加州が保有し次期遵守期間に持ち越される。最低落札価格、取消される排出枠の割合、次期遵守期間に持ち越す排出枠の割合は、後に決定される。
- 参加州は2011年（2010年の排出量）より報告を開始する。年間排出量が10,000t-CO₂以上のすべての排出源は、第三者機関の認証を受けたうえで、排出量を報告しなければならない。
- 第2フェーズ（2015年～）より住居、商業および産業用の燃料および輸送燃料にも排出量キャップが設定される。2020年以降については、参加州は当該年の少なくとも3年前に地域キャップを設定する。
- 対象施設が遵守期間の排出量を遵守できない場合、不足分の3倍の排出枠を調達・提出しなければならない。州はこれに加え、罰則を実施できる。
- 市場操作のために排出枠を保有するのではない限り、排出枠のバンキングを認める。しかし、将来の遵守期間からの排出枠のBORROWINGは認めない。

●CCX出資の「天津気候取引所」発足

シカゴ気候取引所 (CCX) が中国石油天然気集团公司資産管理 (CNPC-AM) および天津財産権取引所との合弁で設立した天津気候取引所 (TCX) が9月25日に発足した。TCXは中国初の気候金融商品取引所を目指し、電子排出量取引プラットフォームやオークション施設を備える予定である。TCXは中国の環境5カ年計画達成を支援するため、環境関連の標準化金融商品を開発・上場する予定。中国の環境5カ年計画には2006～2010年にSO₂排出量を10%削減することや水質汚染物質の削減、エネルギー効率の改善などが含まれる。CCX会長兼CEOのサンダー氏は「CCXはCNPCおよび天津財産権取引所との画期的な合弁事業を大変光栄に思う。これは中国における本格的な環境市場の誕生を示すものである」と述べた。

中国では環境関連の取引所開設が相次いでおり、今年8月には北京と上海でも取引所が開設されている。

●GAO、米国カーボンオフセットの質を問題視

米国会計検査院 (GAO) は2008年9月26日、「米国の自主的なカーボンオフセット市場は成長しているが、市場参加者にはカーボンオフセットの質が問題となっている」とする報告書を発表した。その主な内容は以下のとおりである。

- カーボン市場分析を行っている企業から得た情報によれば、オフセット供給量は2004年の620万t-CO₂から2007年には1,020万t-CO₂に増加した。米国では600社以上がオフセットを開発・販売しており、市場の参加者は様々で、価格、取引形態およびプロジェクトもまた多様である。
- 米国の自主的なカーボンオフセット市場で政府が果たしている役割は小さく、消費者保護や技術支援の取組みは限られており、規制上の監視責任を負っている単独の規制機関はない。
- オフセットの質を保証する様々なメカニズム (認証・モニタリング基準など) があり、オフセットを評価するために利用されているものの、どの程度利用されているかが分かる十分なデータはない。政府が米国の自主的なカーボンオフセット市場への監視を強化すれば、市場の透明性が高まり消費者保護が改善される反面、市場の柔軟性が失われ、行政コストが増加し、イノベーションが抑制される可能性がある。
- 最近のEPA分析によれば、GHG排出削減のための規制プログラムにオフセットを加えれば遵守コストは下がるが、オフセットの信頼性の問題が遵守システム的环境十全性を危険にさらす可能性がある。
- 遵守にオフセットの使用を認める法律の検討に際し、米国議会は関連の連邦機関に対し、オフセットの質を保証するための標準化されたメカニズムを確立するよう求めるべきである。

●世界の大企業が気候変動問題への取組みを強化

カーボンディスクロージャー・プロジェクト (CDP; 企業の気候関連方針に関する情報収集イニシアティブ) が9月22日発表した、グローバル500と米国S&P500の企業合計1,550社に対する最新の年次アンケート調査報告書によれば、世界の主要企業は気候変動規制の明確化を求めており、規制が不透明な現状ながら、大多数の企業が排出削減に取り組んでいる。報告書の主な内容は以下の通りである。

- グローバル500の企業のうち回答を寄せた企業の大多数 (77%) が、規制を主要なリスク要因と見ている。規制の不透明さを背景に、多くの企業が戦略的投資の決定を見送っている。経営陣は規制主導型の炭素市場および炭素価格の影響を予測しやすくするため、気候関連政策の透明性を高めるよう求めている。
- グローバル500の企業のうち回答を寄せた企業の74%が排出削減目標を報告しており、企業は気候変動抑制を真剣に考える姿勢を強めていることを示している。なお、電力セクターの93% (石油・ガスセクターは69%) がGHG排出量をCDPに報告しており、同セクターが最も透明性が高い。
- 米国S&P500の企業のうち回答を寄せた企業の81%が気候変動をリスク認識しているが、GHG排出削減目標を持っているのはわずか33%である。

CDM/JI の動向

【日本政府のプロジェクト承認状況】

日本政府は、6月24日付けで1件、7月29日付けで3件、8月1日付けで2件、8月6日付けで1件、8月21日付けで3件、8月26日付けで4件のCDM案件を承認した。これで日本政府の承認実績は、承認済が378件、うち取り消し10件、年間削減量にして12,565.5 万t-CO₂となった。

日本政府の承認したCDM/JIプロジェクト

申請者	実施国	プロジェクト名	年間削減量 (万t-CO ₂)
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	インドネシア	発電及び発熱用ボイラーにおける石炭からバイオマス残渣への燃料部分置換プロジェクト	7.0
三菱UFJ証券株式会社	インドネシア	Pelita Agung Agrindustri バイオマス・コジェネレーション・プラント	13.0
日本カーボンファイナンス株式会社	マレーシア	マレーシア国セランゴール州ブキットタガール管理型最終処分場におけるランドフィルガス回収並びに有効利用	20.5
三菱商事株式会社	中国	中国広東省和平県羅営口水力発電プロジェクト	4.9
三菱商事株式会社	インド	ラジャスタン州マインズアンドミネラルズ株式会社による低品位鉱選鉱	0.5
丸紅株式会社	中国	寧夏銀川No.1天然ガスコジェネプロジェクト	4.9
日本カーボンファイナンス株式会社	スリランカ	スリランカ・バダルガマにおけるココナッツ殻の木炭化および発電プロジェクト	4.6
エコセキュリティーズ日本株式会社	中国	魚灘水力発電プロジェクト	16.3
エコセキュリティーズ日本株式会社	中国	舟白水力発電プロジェクト	5.8
エコセキュリティーズ日本株式会社	中国	酉水石堤水力発電プロジェクト	30.9
三菱商事株式会社	インド	グジャラト州における8.75MW風力発電プロジェクト	1.5
三菱商事株式会社	インド	カルナータカ、チャマラジャナガー地区のエスエルエスパワーインダストリー社における6.25MWグリッド接続のサッテガラ小水力発電スキーム	1.1
三菱商事株式会社	インド	インド、カルナータカにおける24MWチャヤデヴィ小水力発電プロジェクト	4.2
三菱商事株式会社	インド	カルナータカ、ベラリー地区のエスエルエスパワーインダストリー社における4.5MWグリッド接続のシュゲー小水力発電スキーム	0.8

【2008年9月のプロジェクト登録動向】

UNEP RISOEセンターは10月1日、2012年末までに発行されるCER供給量見通しを発表し、同センターが9月1日に公表した予測量をおよそ1,800万t-CO₂上回る14億9,600万t-CO₂となった。

同センターの予測は、過去数ヶ月に申請されたCDMプロジェクトの平均値に基づき算出されるが、「9月の有効化審査は155件で、これまでで3番目に多いプロジェクトが申請された。」と、UNEPのスポークスマンは話している。

同センターによるCER供給予測量は、2008年3月の18億t-CO₂をピークに、5月は15億1,000万t-CO₂、9月は14億8,000万t-CO₂と、予測量の減少が続いていた。

CDMプロジェクト登録動向 (2008年10月1日現在)			
段階	件数	2012年までの削減量 (t-CO ₂)	CER発行量 (CERs)
登録済み	1,170	1,342,377,733	194,680,872
登録申請	80	84,480,575	
再審査	再審査請求	17	11,473,049
	再審査中	41	16,661,000
	要修正	94	68,554,418
	却下	76	—
取り下げ※	21	—	
有効化審査	2,565	1,269,589,265	
合計	4,064	2,793,136,040	194,680,872

※登録申請前の取り下げを含む。

出典：Fenhann, J., “CDM/JI Pipeline Overview”, UNEP Risoe

一口メモ

Q「米国の地域/州レベルの温暖化対策とは？」

ブッシュ政権のもと、京都議定書から離脱しているアメリカですが、州レベル、地域レベルでは温暖化対策政策が進んでいます。地域レベルで見ると、北東部 (Regional Greenhouse Gas Initiative, RGGI)、中西部 (Midwestern Regional GHG Reduction Accord, MRGHGRA)、西部 (Western Climate Initiative, WCI) の3地域で、それぞれ排出量取引制度の導入が検討されています。取引制度導入に向けた準備が最も進んでいるのが北東部で、2003年から検討を開始。2009年1月1日からの制度開始を目指し、先月25日には排出枠の第1回オークションが実施されました (記事参照)。

また、カリフォルニア州は州独自の排出量取引制度の導入を検討しています。WCIの参加州でもあるため、WCIと整合の取れた制度設計を行うとしています。

	参加州	対象	時期
北東部 (RGGI)	米国北東部10州	発電所	第1期間：2009～2011年 (2012年)
中西部 (MRGHGRA)	米国中西部9州 カナダ1州	複数のセクター	未定
西部 (WCI)	米国西部7州 カナダ4州	発電、大規模燃焼 (産業/商業/住宅)、交通、産業プロセス	第1期間：2012～2014年 第2期間：2015～2020年

排出権通信

作成・編集：(株)三菱総合研究所 地球温暖化戦略研究グループ
排出権市場研究会

担当：西村、橋本、岩田

Tel：03-3277-5443

E-mail：ghgmt@mri.co.jp

URL：http://www.ghg-management.com